

※市町教育委員会と校長会への申し入れ書

尾北教職員労働組合
執行委員長 川崎 徹

2019年度 教職員定期人事異動に関する申し入れ書

教職員の人事は、憲法第23条「学問の自由」、同法第26条「国民の教育権」の保障、さらには教育基本法第1条「教育の目的」にもとづき、教育の充実と発展に寄与するものでなければなりません。

また、教育基本法第9条の「身分尊重」の原則に沿って行われるとともに、同法第16条「不当な支配の排除」が厳格に守られなければなりません。

以上の趣旨に則り、下記の事項を申し入れます。

記

<基本的事項>

1. 人事行政は、憲法・教育基本法にもとづき、公正に行うこと。
2. 本人の希望と納得を原則とし、意に反する異動は行わないこと。
3. 恣意・専断による人事、思想・信条・性別・学閥・所属組合の違いなどによる差別人事や不当人事を行わないこと。
4. 上記の人事原則を貫くように、校長への指導の徹底を図ること。

<転任人事>

1. 教職員の希望や事情を文書などで正確に把握し、そのための意向打診にあたっては公平、また丁寧に行い、本人の意向を確実に具申するように校長への指導徹底を図ること。
2. 異動はあくまで本人の希望と納得が原則であり、この原則を逸脱した人事が行われないように努めること。とりわけ、下記の事項に該当する教職員については、特別の配慮をすること。

- ア 産休・育休明け、妊娠中の方
- イ 健康上事情のある方
- ウ 育児、保育に事情のある方
- エ 介護を必要とする家族を抱えている方
- オ 高年齢の方
- カ その他、家庭生活でとくに事情のある方

3. 育休明けの異動については、異動についての正確な情報を本人に提供するとともに、本人の希望を最大限尊重し、事情を無視した機械的異動を行わないこと。
4. 広域人事は行わないこと。とりわけ、下記の事項については特別の配慮をすること。
(1) 通勤時間1時間以上の場合は希望を優先させ、解消を図ること。

- (2) 管外からの通勤者については事情を調査し、希望を優先させること。
- (3) 管外・他市町村への異動は特に本人の事情を配慮すること。
- 5. 内示については下記のことが実現されるように努めること。
 - (1) 内示は早めに行い、2月末までには本人に伝え、変更・調整期間を確保すること。
 - (2) 異動の対象になっている場合には「内」内示とでも言うべき途中での意向打診など、血の通った手続きを踏むこと。とりわけ、本人の希望に沿わない場合は必ず事前に意向の打診をすること。
- 6. 内示は決定ではなく、不都合のある場合にはすぐに取り次ぐように、校長への徹底を図ること。
- 7. 同一校に長期に勤務している場合でも、希望や事情を無視した機械的異動を行わないこと。とくに、定年退職が近づいている場合には、本人の希望を尊重すること。

<昇任人事>

昇任人事が下記のように行われるよう関係機関への働きかけを含め改善を進めること。

- 1. 校長・教頭の任用にあたっては下記の事項を踏まえて行うこと。
 - (1) 憲法・教育基本法にもとづく教育を進め、一人ひとりの学習権を保障する立場に立ち、人格・識見・力量とも優れていること。
 - (2) すべての教職員を信頼し、努力や創意を大切にするとともに、個々の教職員の条件や健康に配慮するなど、人間味あふれる教師として信望の厚い人物であること。
 - (3) 教職員や父母の声を尊重し、議論を尽くして合意形成を進めるなど民主的な学校運営にあたることのできる識見・力量を持っていること。
- 2. 教頭選考審査については、一定年度の教職経験を経た者であれば誰でも受審できるようにすること。
- 3. 管理職選考については、その日時、方法、内容、結果などの情報を出来るかぎり公開し、明朗・公正に行うこと。
- 4. 学閥、人脈、金品の授受など情実に左右されないこと。

<教務・校務主任の任用>

- 1. 教務主任・校務主任は校内で選ぶこと。
- 2. 任用にあたっては、該当校での経験や人格・力量などを考慮し、ふさわしい者を充てること。

<その他>

下記のように行われるように、関係機関への働きかけを含め改善を進めること。

- 1. 異動先の希望は第1または第2までにすること。
- 2. 丹羽郡は大口町と扶桑町に分けて希望できるようにすること。
- 3. 異動先の校長へ希望の学年や分掌などを確実に伝えること。
- 4. 妊娠中や育児中の教職員については、校内人事や校務分掌についても、本人の希望を丁寧に聞き取って、本人の健康を害さないようにすること。